

(公募型プロポーザル方式(標準型))

令和８年度 山の下閘門排水機場水位予測モデル構築 業務説明書

1. 業務の概要

1) 業務の目的

近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生に伴い、洪水リスクが増大している一方で、排水機場等の管理施設の操作員は減少・高齢化が進み、操作の省力化・高度化が求められている。

本業務では、山の下閘門排水機場における、AIを含む最新の予測技術を活用して、山の下地点の水位予測モデルを構築し、その精度を検証することを目的とする。

2) 業務内容

別紙「令和８年度山の下閘門排水機場水位予測モデル構築業務特記仕様書」のとおり

3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日～令和９年３月31日(水)

4) 業務実施上の条件

- ・ 照査は、詳細設計照査要領（案）等に基づき実施するものとする。
- ・ 検討に必要な排水機場に関する資料は貸与する。

5) 成果品

別紙「令和８年度山の下閘門排水機場水位予測モデル構築業務委託特記仕様書」のとおり

2. 手続きの参加者に要求される条件

1) 手続きの参加者（企業等）

手続きに参加する者（企業等）の要件は、公告文にある基本的事項のほか、以下の要件を設ける。

① 技術部門登録

入札参加資格審査を受けた建設コンサルタント等業務参加資格者で、入札参加資格業種の「河川、砂防及び海岸・海洋」を有し、令和７・８年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。

② 同種業務の受注実績

下記に示される同種業務を受注し平成28年度以降に完了した実績を有する者
同種業務：AIを活用した水位予測システムの構築業務※1 ※2

※1 河川（ダム・排水機場を含む。）を対象とする

※2 新規・再構築に限るものとし、機能追加又は改修を除く

2) 予定技術者

予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とする。

管理技術者：技術士（建設部門＜選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る＞）又はRCCM（登録技術部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）

照査技術者：技術士（建設部門＜選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る＞）又はRCCM（登録技術部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）

② 同種業務の実績

管理技術者：平成28年度以降に完了した下記に示す同種業務において、管理技術者または担当技術者としての経験を有する者

照査技術者：平成28年度以降に完了した下記に示す同種業務において、管理技術者または担当技術者としての経験を有する者

同種業務：AIを活用した水位予測システムの構築業務※1 ※2

※1 河川（ダム・排水機場を含む。）を対象とする

※2 新規・再構築に限るものとし、機能追加又は改修を除く

③ 手持ち業務量

公告日現在の手持ち業務量

管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の業務が10件未満である者

担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の業務が10件未満である者

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の提出様式は様式－F（A4判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
建設コンサル	・技術職員の対象は、会社全体（営業所等を含む。）とする。

タント登録規定に基づく登録状況	・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写しを添付すること。 ・本業務の評価項目に関する登録部門以外については記入しないこと。
予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・記載した保有資格証の写しを添付すること。 ・「同種業務」は、平成28年度以降に完了した、国、都道府県、市区町村、高速道路会社等が実施する公共事業（再委託による業務の実績は含まない。）を対象とする。ただし、照査技術者として担当した業務は除く。 ・「手持ち業務の状況」は、公告日現在、新潟県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め、管理技術者となっている500万円以上の全ての業務を記載する。なお、本業務以外の業務でプロポーザル方式による予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・技術提案書の提出者に選定された場合、当書類は技術提案書を特定するための評価に使用する。（技術提案書の提出時に再提出は求めない。）
予定管理技術者の同種業務の実績	・上記「予定管理技術者の経歴等」に記載した、同種業務の実績について記載すること。業務1件につき、A4版1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。 ・技術提案書の提出者に選定された場合、当書類は技術提案書を特定するための評価に使用する。（技術提案書の提出時に再提出は求めない。）
企業の同種業務の実績	・参加表明書の提出者（企業）が、過去に受注又は実施した「同種業務」について記載する。（最大5件を記載） ・「同種業務」を記載する場合は、平成28年度以降に完了した国、都道府県、市区町村、高速道路会社等が実施する公共事業（再委託による業務の実績は含まない。）を対象とする。 ・記載した業務が同種業務の実績に該当していることが確認できる資料（契約図書の写しや仕様書など）を添付すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載するものとする。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業

	の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
--	--

3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

4) 参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の提出様式は（様式A～E、A 4判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施体制	・ 配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、想定される業務分野毎に代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。 ・ 記載様式は、様式Aとする。
予定技術者の経歴等	・ 業務実施体制に記載された担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・ 記載した保有資格証の写しを添付すること。 ・ 「同種業務」は、平成28年度以降に完了した、国、都道府県、市区町村、高速道路会社等が実施する公共事業（再委託による業務の実績は含まない。）を対象とする。ただし、照査技術者として担当した業務は除く。 ・ 「手持ち業務の状況」は、公告日現在、新潟県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め、管理技術者及び担当技術者

	となっている500万円以上の全ての業務を記載する。なお、プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 照査技術者については、「手持ち業務の状況」及び「当該地域での業務実績」は、記載不要。 ・ 記載した同種業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、仕様書など）及び業務上の立場が確認できる資料（TECRISの登録確認書など）を添付すること。 ・ 記載様式は様式－Bとする。（担当技術者が複数の場合は、それぞれ記載する。）
予定技術者の過去10年間の同種業務実績	・ 担当技術者及び照査技術者が過去に従事した、様式－Bに記載した同種業務の実績について記載すること。業務1件につき、A4版1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。 ・ 記載様式は様式－Cとする。（最大5件を記載し、担当技術者が複数の場合は、それぞれ記載する。）ただし、業務1件につき、A4版1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。
業務の実施方針	・ 業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－Dとし、A4版1枚以内とする。
特定テーマに対する技術提案	・ 本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。 特定テーマ：AIの活用による高精度かつ実用的な水位予測モデル構築の工夫点 ・ 特定テーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてもよい。 ・ 記載様式は様式－Eとし、A4判1枚に記載する。

4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、2,800万円程度（税込）を想定している。

5) 見積書の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書を提出すること。

その見積もりは原則、技術提案書の評価項目として用いないが、最高評価点の者

が複数の場合のみ、見積金額を評価項目とし、最高評価点の者の中から最低金額の者を特定する。

6) 作成に用いる言語等

3.3)と同様とする。

7) 技術提案書の無効

3.4)と同様とする。

5. 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限

1) 参加表明書

① 提出方法: 電子メール (PDF形式) による。(電話による着信を確認すること。) 添付書類がある場合、電子メールとあわせて持参、郵送も可能とする。

② 提出先: 新潟県土木部河川管理課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5415

FAX 025-283-6517

電子メール ngt080050@pref.niigata.lg.jp

③ 提出期限: 令和8年8月20日(木) 12時

2) 技術提案書

① 提出方法: 電子メール (PDF形式) による。(電話による着信を確認すること。) 添付書類がある場合、電子メールとあわせて持参、郵送も可能とする。

② 提出先: 新潟県土木部河川管理課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5415

FAX 025-283-6517

電子メール ngt080050@pref.niigata.lg.jp

③ 提出期限 令和8年9月8日(火) 16時

6. 本書(業務説明書)の内容についての質問の受け付け及び回答

1) 質問は、文書(様式自由、但し規格はA4版)により行うものとし、持参、郵送又は電子メール(但し着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。

① 質問の受付担当課: 5.の提出先に同じ。

② 質問の受付期間

令和8年8月4日(火) より

令和8年9月1日(火) 15時まで

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に公告により回答する。

7. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準（選定基準）及び結果の通知

1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、別表－1のとおりである。

2) 別表－1の基準による評価得点に基づき、技術提案書の提出者を選定する。

3) 技術提案書の提出者に選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

8. 技術提案書を特定するための評価基準（特定基準）及び結果の通知

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは別表－2のとおりである。

2) 別表－2の基準による評価最高点の者を特定する。評価最高点の者が複数の場合、見積書の最低金額の者を特定する。

3) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

9. 技術提案書に関するヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う

① 実施場所：WEB会議

② 実施日時：令和8年9月9日(水)から令和8年9月14日(月)まで

③ ヒアリング時間は協議の上、決定する。

④ 出席者：管理技術者（担当技術者の同席可）

2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10. 非選定理由に関する事項

1) 参加表明書を提出し、技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、新潟県知事に対して選定されなかった理由（非選定理由）について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に書面により行う。

4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

- ① 受付場所：5.の提出先に同じ
- ② 受付時間：9時～16時まで

11. 非特定理由に関する事項

1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、新潟県知事に対して特定されなかった理由（非特定理由）について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に書面により行う。

4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

- ① 受付場所：5.の提出先に同じ
- ② 受付時間：9時～16時まで

12. その他の留意事項

1) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

3) 2.1), 2)の同種または類似の業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種または類似の業務実績をもって判断するものとする。

4) 提出された参加表明書は返却しない。

5) 提出された技術提案書について、特定されなかった場合に返却を希望する者は、その旨を様式-Aに明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものと見なす。なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。

6) 参加表明書及び技術提案書提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行

う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。